

弾力化等に関する照会事項の回答 (厚年、DB)

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

ポイント

既に発出されている財政運営基準の弾力化の通知等に関する照会事項についての回答が厚生労働省からありましたので、主な内容についてご案内いたします。

- ✓ 一部以前の回答から内容が変更されているためご注意ください。
- ✓ 厚年基金(以下「基金」とDBで該当する照会事項が異なりますので、QAごとに「基金」「DB」の区分を記載しましたのでご参考にしてください。

照会事項とその回答内容

(掛金猶予)

基金	DB	Q1: 掛金引上げ猶予を適用することに関しては、代議員会等の議決が必要と認識でよいか。
同意手続き		A1: 基金・DB基金ともに代議員会の議決は基金の判断で適宜行えばよい。規約型DBは事業主の意思決定があればよく労働組合等の同意は不要。

当初議決等が必要との回答がありました。内容が変更されています。

基金		Q2: 昨年度の財政運営の特例措置を適用してH22.4から掛金を引き上げる予定の基金も今回の措置を適用することでH22.4から引き上げるべき掛金を適用せず現行の掛金を最大H24.3まで適用することが可能か。
昨年度の財政運営の特例との関係		A2: よい。

19年度財政検証において引き上げるべきとされた掛金を21年度からではなく22年度から適用することができる措置に関するもの。

基金	DB	Q3: 平成20年度財政検証による掛金引上げを猶予した基金が、翌平成21年度財政検証において再度掛金引上げを求められた場合の掛金の猶予の方法は、どのようにしたら良いか。
再抵触		A3: 長期運営計画における前提が策定時と著しく異なるに至った場合等を除いては、再度の策定は不要です。再度策定する必要がある場合も、地方厚生局再策定への再提出は求めていない。



(掛金猶予)

基金	DB	Q4:平成20年度決算で継続基準に抵触し掛金引上げを猶予したが、平成21年度決算において継続基準に抵触せず掛金引上げ対応が不要となる場合、当該引上げ対応を不要とするための財政計算・認可申請等は特段不要という理解でよいか。
翌年セーフ		A4:よい。
基金	DB	Q5:猶予措置の期限を過ぎた後の適用掛金はどのように計算したらよいのか。
猶予明けの掛金対応		A5:平成23年3月末で財政検証に抵触した場合には、財政計算を実施し平成24年4月に適用する掛金を計算する。 平成23年3月末で財政検証に抵触しない場合は、掛金引上げ対応自体が不要となる(平成23年3月末で財政再計算に該当する場合を除く)。
	DB	Q6:「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」について、 記載内容の要件等を示すガイドライン等を示していただきたい。 「1.実施事業所の経営状況」「2.掛金引上げが困難な理由」については、実施事業所のB/S、P/L、キャッシュフロー計算書等の財務諸表に基づく具体的な数値(営業利益や純利益等)を用いて記載する必要があるか。 複数の事業所で共同して確定給付企業年金を実施している場合において、「1.実施事業所の経営状況」「2.掛金引上げが困難な理由」について、複数の実施事業所において経営状況が悪化している場合は、当該経営が悪化している実施事業所のうち、主たる実施事業所について記載する取扱いでよいか。 基本的には、別紙様式に必要情報を記載の上提出すればよく、その他資料(実施事業所の経営状況を示す根拠資料等)を別途添付する必要はないという理解でよいか。
書類内容		A6: ガイドラインを示す予定はありません。 掛金拠出困難であることを示せばよく、事業主の判断で記載すればよい。 掛金拠出が困難であることに該当している事業所についてはその旨示す必要があります。 事業主が掛金拠出が困難であることを示すために必要なものを提出してください。

主たる事業所以外にも掛金拠出が困難である事業所がある場合は、拠出困難な事業所すべてについて「経営状況」等の記載をする必要があります。

	DB	Q7:掛金猶予の提出書類はいつまでに提出すればよいのか。(基金についてはQ12参照)
書類の提出時期		A7:別紙様式及び財政再計算報告書等の提出期限は以下の通り。 規約変更を行わない場合 : 本来の規約変更の期限まで (一部引上げ等)規約変更を行う場合: 当該規約変更の認可申請期限まで

(下方回廊方式)

基金	DB	Q8: 下方回廊方式を適用する旨を、規約もしくは財政運営規程に記載する必要はないという理解でよいか。
規約・財政運営規程の対応		A8: よい。

基金	DB	Q9: 下方回廊方式の適用に関して、以下の認識でよいか。 下方回廊方式を適用することに関しては、代議員会等の議決が必要 下方回廊方式を適用した上で掛金を変更しない場合は、規約変更に係る代議員会の議決等は不要。
同意手続き		A9: 基金・DB基金ともに代議員会の議決は基金の判断で適宜行えばよい。 規約型DBについては労働組合等の同意は不要。 その認識でよい。

基金	DB	Q10: 財政検証で掛金の引上げが必要となった場合(ただし、財政再計算を同時に実施する基金を除く。)、当該掛金の見直しに併せて給付設計の変更や予定利率の変更等の変更を実施するケースも下方回廊方式が採用できるとの認識でよいか。 が可能な場合、他の変更計算を併せて実施するケースにおける未償却過去勤務債務残高から控除することができる許容繰越不足金の額は、変更内容に関わらず財政検証時の許容繰越不足金を使用するという理解でよいか(当該変更を織り込んだ許容繰越不足金の再算定は行わないという理解でよいか。) ただし、財政検証後に許容繰越不足金の算定方法や資産評価方法を変更する場合に限り、当該許容繰越不足金の算定方法や資産評価方法の変更を織り込む(その他の変更は織り込まない。)
適用範囲・計算方法		A10: 記されたケース以外のやむを得ない財政計算を含め、採用できる。 その認識でよい。

	DB	Q11: DBでは、少なくとも5年ごとに行う財政再計算とそのほかの財政再計算とが区分されていないため、繰越不足金の全額を解消した財政再計算から5年経過しているかどうかで下方回廊方式の適用可否を判断するという理解でよいか。
適用範囲		A11: DBについては、平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間を基準日とする財政決算で継続基準に抵触した場合、同一基準日で行う全ての財政計算・財政再計算についても下方回廊方式の対象とできます。

当初財政再計算時には適用できないとされていた内容が、DBについて変更されています。

以下のQ&Aはすべて厚生年金基金に関するものです。

(長期運営計画)

基金	Q12: 長期運営計画はいつまでに提出すればよいか。
報告時期	A12: 規約変更の有無に関わらず、規約変更をする場合の認可申請期限まで。

財政検証に抵触したことに伴う掛金引き上げ猶予の場合は、翌年2月末が期限となります。

基金	Q13: 長期運営計画の策定にあたっては、様式1～3の提出は必須、参考様式1～3の提出は任意ということでしょうか。
参考様式	A13: 参考様式はあくまで参考資料であるので、その他の十分な議論・検討ができる材料があれば行政側から提出を義務付けることはない。適宜基金で添付有無を判断すればよい。

基金	Q14: 実施計画(様式3)作成に当たって運用方針の見直す場合に「ただし、実際の政策的資産構成割合の変更にあたっては、変更を実施する時期や変更が完了するまでの期間を慎重に注意しつつ実施すること」と通知に記載してあるが、当面の対応として、平成20年度の運用環境の悪化に伴う不足金を解消するため、足下の資産構成割合は、現行のままとすることも許容されるという理解でよいか。
当面の政策アセットミックス	A14: よい。

基金	Q15: 長期運営計画における前提が策定時と著しく異なる場合等を除いては、再度提出は求められないという理解でよいか。
長期運営計画の再提出	A15: 通知上そもそも再策定を求めるケースはあるが、地方厚生局への再提出は任意。

基金	Q16: 長期運営計画の報告時又は報告後に、当該計画の内容に関して何らかの指導等が行なわれるのか。
報告後の指導	A16: 計画については認可承認の対象ではありませんが、後日内容について照会等を行う場合があります。また今後指導に使う場合があります。連合会のチューター制度等を活用するようお願いする。

基金	Q17: 長期運営計画策定後のフォローアップの具体的な方法は、計画終了時、期限到来時の代議員会において経過の実行結果を報告することでよいか。
フォローアップの方法	A17: 計画の内容による。

以上